

第2回 占冠村の宿泊税に関する協議会会議録概要

開催日時 令和6年10月29日(火) 10時00分～

開催場所 占冠村総合センター2階 視聴覚室

次第1 開会

第1回協議会に質問のあった事項について説明

次第2 議事

資料を使用し事務局から説明

■資料8

■資料3

◆意見

税の額について、弊社で計算をしてところ、8割から9割が2万円未満という結果であり100円の納税の方が多くなるという見込みである。

段階性とした場合、数が少ないのに対してばらつきがありシステムにも大きく影響する。納税額にそれほど変化がないのであれば、一律100円で進めるのはどうかということ。

もう一点が、納入期限の15日期限については、間に合うかどうかは正直難しい。

また、弊社では宿泊の予約を1年前から受けているので、令和8年4月1日スタートとなると令和7年4月には販売を開始する。システム含めてそこで全て揃っていないといけない状況であることからスケジュールが懸念事項と考えているのでお伝えさせていただきます。

◆意見

納期限に提出する書類やフォーマットが決まっているのかどうか。

書類がどのような感じになるのかというのを見ないと、どのくらい手間がかかるのか見えてこない。例えば1月、2月分は先に書類を作成して税を納めるというやり方があるか。そうであれば手間は少なくなると思う。

◆意見

現場サイドでどこまでやらなければならないのか。

例えば納入申告書だけでいいのか。付属書類として細かく付属書類出せと言うのか。現場としてはそうとう手間暇がかかると思う。証拠的な付属書類が必要になるかによって現場の対応は全然違う。やっぱり現場でどれだけ作業がかかるのかそれが一番の懸念。

◇事務局

負担が少ないように北海道とあまり変わらないような様式にしたいと考えている。

付属の書類はまだ決めていないが、基本的には税率別に分けた申告書を出してもらうということになる。

◆意見

道とのやり取りは村のほうで、事業所としては村とのやり取りだけ。そんなに面倒な作業ではないと思うが。

先ほどのほぼ8割、9割が2万円未満で、あとの1割はそれ以上か。

◆意見

5万円以上というのは1割を満たさない程度。そのためにやるかとなる。ただ一方で北海道の税があるので、それであれば同じようにやった方がいいのかもしれないと。

◇会長

北海道の税と一緒に徴収して村が納めるという仕組みがあるので、継続して内部で協議を願いたい。

販売開始が1年前について。令和8年から税が徴収になることを宿泊者に案内をしなければならぬということだが、アナウンスの準備期間というのは、どれくらい必要か。

◆意見

旅行会社が入ってくるので、そのシステムの料金の設定を半年前ぐらいから。年明けぐらいがリミットになるのではないかとというのが正直なところ。極端に言えば1年半ぐらい前に出していないと、間に合わない。

決まったものでいくというのであれば、あまりやりたくはないが、並行するとか、徴収されていない方は現地で徴収するという方法。オペレーションの複雑性が出てくるのでスタート時期は可能であればそこに合わせたいと思っている。

◇会長

3月に条例で金額が決定される。3月になると旅行会社とかの案内は出しているということか。宿泊者からの現金徴収はいかがか。

◆意見

現金の徴収は難しい。

ほぼ事前のクレジット払いが主流である。そこに乗せてそのまま徴収するのがスマートであると思う。

3月の決定であれば、スケジュールを考えると、4月以降はもう販売している。次の冬シーズンの販売までに間に合えば、令和8年12月分から徴収という形が理想。

◆意見

弊社も、その年によって揺れがあるが、1年前から予約が始まる。

令和8年4月から始まるのであれば、だいたい3月終わりくらいから始める。6月からオープンになるが、約1年前には出し始めると考えられる。

◇会長

1年前からの販売が開始するということは、その3か月くらい前から料金を決めなければならないということか。

◆意見

設定して予約開始するので、その前にシステム改修をする。弊社はすべてが事前決済で、現地で支払いをいただくとなると、取り漏れてしまう可能性が多いと考えられる。

◇事務局

道は令和8年4月開始で、村もそれに合わせるのが一番いいと思って動いている。北海道は、基本的にこの内容で進めるということになる。予約販売に税金が書かれていないとしても、支払っていただくことになると思う。

◆意見

道が遅らせるとなった場合、村はそれに合わせるのか。それとも村は決まったら動くのか。

◇事務局

村としては準備が整えば、スタートを切りたいと考えている。

◇会長

リゾートでは、何万人と来られた時に実際に現金徴収するということは可能か？

◆意見

可能ではあるが、フロントの手間と言うか、説明が必要。何百人と来ているときに一回一回説明しているというのは現実的ではない。

◇会長

北海道に村の協議会でこういった意見があって、道ではこういった考えを持っているのか、確認をさせていただく。

すでに宿泊税を導入している町があるが、そのスケジュール感はどのようになっているのか。

◆意見

今回、協議会の話しをいただいてから弊社トップへ話しをした。赤井川村では、予定では翌年の4月から始まるということ。事前決済ではなく現地で徴収してほしいと言われているとのこと。

◇会長

リゾートの事業者には１年半ほどの期間が必要といった事情があるということ。そしてその半年前から販売の協議をするということで、その辺りどうするか。事務局で税の徴収方法や方向性について検討していただく。

◆意見

アンケート内容の件で確認したい。東京都と大阪府がそれぞれ１万円、７,０００円を非課税とあるが、この理由は何か。その他京都市などは無いということの情報があればお聞かせいただきたい。

もう一点、宿泊税の課税料金について、２万円未満を１００円、５万円未満を２００円、５万円以上を５００円とした根拠は何か。お客様から質問があると思っている。例えばこういう設定をした、ここに充てたとかという根拠があれば教えていただきたい。

◇事務局

東京都については、仕事関係の宿泊というところで宿泊料１万円以内という小さい宿泊施設がある。そういった施設からはやめてほしいといった声があり非課税にすることとなった経緯がある。大阪市に関しては東京都の例にならい１万円未満の宿泊施設の平均値をとって７,０００円未満を非課税にしたとある。

まず、事業者の皆さんに負担をかけないように北海道と同じ制度にしたいと考えた。北海道がこの設定にしたのは北海道が必要な観光に係る経費を計算して、この税額で対応できるだろうということで決まっている。村では北海道に合わせることで事業者の負担になることを防ごうという理由。

また、占冠村の観光振興に必要な財源を考え、この税率がいいだろうということで、たたき台として作っている。

もう少し詳細に検討が必要ということでアンケートを採らせていただいた。税額と使途の乖離が無いよう進めていきたい。

◆意見

これが決まった後に北海道がそれではやりくりができないということであれば、税額を上げていく可能性もあるのか。

◇会長

条例施行期日の５年後に見直しをするとしているので、今すぐに変更するということとは考えられない。また、５年やってみて、事業等要望が多く財源が必要ということになれば、さらに宿泊者からの税金を上げていこうかということで変わる場合があることは考えられる。北海道も同じ５年後。北海道も条例施行の５年後に見直しをするとしている。一回作ったからずっと同じということではなくて、見直しをしながら、状況に合わせていくことになる。

■ 資料４（第Ⅰ回の協議会において配布した資料：宿泊税の使途）

◆意見

特段これというような話しは出ていない。素案のと通りのイメージで。ＪＲになるかと思うが、多くの方が利用されるのでリゾートとしては駅。

◆意見

ここが良くなったという目に見えてわかりやすいのは、トマム駅。冬は特に大きな荷物を持っていらっしゃるお客様が多いので、一番わかりやすいのではないか。こういうことに使ったという報告があれば、お客様に聞かれたときに、示すことができる。

◇会長

駅はおっしゃられるとおりＪＲのものであるが、村もいろいろな要望をＪＲにしているので、要望活動の折に課題として行ってまいりたい。

◆意見

観光振興税であるため、地域の魅力の発信。リゾートも含めた村全体の観光振興。はっきり言わせていただくと、占冠の観光は、今はトマムしかない状況。観光振興を全体に底上げできるような形の使い方を願いたい。
観光協会はもちろんのこと商工会もかかわっている。どういう形がいいのかは検討いただいて、もう少し頑張っていたきたいと思っているので、そういったところの事業に使うなどして、目に見える観光振興につなげていただければと思う。

■資料７-２

終了